

介護老人保健施設「日向の里」運営規程

第 1 章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第 1 条 この運営規程は、社会福祉法人「九十九里ホーム」の開設する介護老人保健施設「日向の里」(以下、「施設」という。)が介護保険法に基づく介護保健施設サービス、及び指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防短期入所療養介護のサービスを提供するに当たり、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号)第 8 章及び第 10 章に定める規程並びに「指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 40 号)、「指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号)第 8 章及び第 10 章に定める規程及び「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成 24 年千葉県条例第 72 号)の規定等によるもののほか、運営に関する規程を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第 2 条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保健施設サービス、指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防短期入所療養介護のサービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 介護保健施設サービス

- 一 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 二 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 三 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(2) 指定通所リハビリテーション並びに指定介護予防通所リハビリテーション

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3) 指定短期入所療養介護並びに指定介護予防短期入所療養介護

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話

を行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 日向の里
- (2) 開設年月日 平成20年4月1日
- (3) 所在地 千葉県山武市木原2100番地
- (4) 介護保険指定番号 1255380019

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(単位:人)

職 種	介護保健施設サービス 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション		職 務	備 考 (兼務等の状況)
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤		
管 理 者 (施設長)	1.0				施設、職員及び業務の管理	医師と兼務 通所と兼務
医 師	1.0				利用者の健康管理	管理者と兼務
薬 剤 師		0.27			薬の調剤	
看 護 職 員	5.0	2.7			利用者の看護	
介 護 職 員	18.0	1.3	5.0		利用者の介護	
支援相談員	2.0				利用者家族の相談 援助	
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	3.0		2.0		機能回復訓練の実施	
管理栄養士	1.0				利用者の栄養管理	
介護支援 専門員	1.0				ケアプランの策定	支援相談員 が兼務
調 理 員	2.0	3.0			入所者の食事調理	業者委託
事 務 職 員	2.0				事務全般	
その他職員						
合 計	36.0	7.27	7.0			

※1. 常勤換算後の員数で記入。 ※2. 管理者以外は当該数字以上の人数。

第 3 章 利用定員

(定員)

第6条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

- (1) 介護保健施設サービス 80名
(指定短期入所療養介護並びに指定介護予防短期入所療養介護含む)
- (2) 指定通所リハビリテーション並びに指定介護予防通所リハビリテーション 40名

第 4 章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書(利用約款)を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第8条 各サービス事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護保健施設サービス
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食事
 - 五 相談援助(利用者及び家族への助言援助)
 - 六 レクリエーション、家族との交流
 - 七 栄養管理及び口腔衛生管理
- (2) 指定短期入所療養介護
前号に定めるサービス及び送迎サービス
- (3) 指定通所リハビリテーション
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食事
 - 五 相談援助(利用者及び家族への助言援助)
 - 六 送迎サービス
- (4) 指定介護予防短期入所療養介護
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食事
 - 五 相談援助(利用者及び家族への助言援助)
 - 六 レクリエーション、家族との交流
 - 七 送迎サービス
 - 八 栄養管理及び口腔衛生管理
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーション
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食事

五 相談援助（利用者及び家族への助言援助）

六 送迎サービス

（利用料その他の費用）

第9条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、法令に定める額を利用者から受領するものとする。

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は別表1のとおりとする。

4 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払の同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（食事の提供）

第10条 食事の時間は、以下のとおりとする。

- | | | |
|-------|----|--------|
| 一 朝食 | 午前 | 8 時から |
| 二 昼食 | 午後 | 12 時から |
| 三 おやつ | 午後 | 3 時から |
| 四 夕食 | 午後 | 6 時から |

第 5 章 営業日及び営業時間

（指定通所リハビリテーション並びに指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間）

第11条 指定通所リハビリテーション並びに指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、年始（1月1日から1月3日まで）は除く。

（2）営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。（送迎時間は除く）

ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

第 6 章 送迎及び事業の実施地域

（通常の送迎の実施地域等）

第12条 指定短期入所療養介護並びに指定介護予防短期入所療養介護における通常の送迎の実施地域は、東金市、八街市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町の区域とする。

2 指定通所リハビリテーション並びに指定介護予防通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は、東金市、八街市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町の区域とする。

第 7 章 サービス利用に当たっての留意事項

（日課の励行）

第13条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出・外泊)

第14条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

(衛生保持)

第15条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第16条 利用者は、施設での次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外での喫煙及び火気・危険物を持ち込むこと。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- 六 施設内に食料品を持ち込むこと。
- 七 施設内にペットを持ち込むこと。

(非常災害対策)

第17条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 通報、消火、避難の各訓練については、年3回以上実施し、内1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。
- 3 当施設は訓練を実施するに当たり、地域住民等の参加等が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第18条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第8章 その他運営に関する重要事項

(苦情処理)

第19条 施設は、別表2に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第20条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らさないことにする。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行うこととする。

- ① 介護保険サービスを利用する為の市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険サービス事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

- ② 介護保険サービスの質の向上のため、学会・研究会等での事例研究発表等。尚、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。
2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとする。
- (2) 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報漏らすことがないように指導教育を適時に行う。

(協力病院)

第21条 協力病院は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| 一 | 協力病院名 | 九十九里ホーム病院 |
| | 診療科目 | 内科・整形外科・リハビリテーション科他 |
| | 所在地 | 千葉県匝瑳市飯倉21 |
| 二 | 協力病院名 | 医療法人みやや会 新八街総合病院 |
| | 診療科目 | 内科・外科・整形外科他 |
| | 所在地 | 千葉県八街市ほ137-1 |
| 三 | 協力病院名 | 地方独立行政法人 さんむ医療センター |
| | 診療科目 | 内科・循環器科・呼吸器科・外科他 |
| | 所在地 | 千葉県山武市成東167番地 |
| 四 | 協力病院名 | 医療法人甲辰会 海保病院 |
| | 診療科目 | 外科・整形外科・胃腸科他 |
| | 所在地 | 千葉県八街市八街ほ386 |
| 五 | 協力歯科医療機関名 | 佳里歯科医院 |
| | 所在地 | 千葉県山武市日向台8-12 |
| 六 | 協力歯科医療機関名 | 医療法人社団千歯会 大網歯科医院 |
| | 所在地 | 千葉県大網白里市みやこ野2-2-1 |

(身体拘束等)

第22条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止)

第23条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策)

第24条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(会計の区分)

第25条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(その他)

第26条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人九十九里ホームと施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 2 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年12月 1日から施行する。

別表1

サービスの利用料及びその他の費用（消費税別）

（単位：円）

	介護保健施設サービス	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
食費（1日あたり）	◆1,550	朝食 ◆400 昼食 ◆650 夕食 ◆500	昼食 ◆650
利用者の選定する特別な食事	実費	実費	実費
居住費（1日あたり）	◆437	—	—
個室居住費（1日あたり）	◆1,800	—	—
滞在費（1日あたり）	—	◆437	—
個室滞在費（1日あたり）	—	◆1,800	—
通所リハ時間外	—	—	未実施
第11条に定める地域以遠への送迎費用	—	実費	実費
日用品費（1日あたり）	◆200	◆200	◆50
教養娯楽費（1日あたり）	◆200	◆200	◆150
尿取りパット代 （1枚あたり）	—	—	◆30
紙おむつ代（1枚あたり）	—	—	◆50
紙パンツ代（1枚あたり）	—	—	◆140
散髪代（1回あたり）	◆2,500	◆2,500	—
パーマ代（1回あたり）	◆4,800	◆4,800	—
コインランドリー代 （1回あたり）	100	100	100
健康管理費（1回あたり）	実費	実費	実費
電気製品持込料 （税別1日あたり）	100	100	100

※ 印のない金額は消費税込みの金額である。

※ ◆印の金額は、非課税扱いである。

※ 日用品費は石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、義歯洗浄剤、歯磨粉、歯ブラシ、お絞り、フェイスタオル等の費用である。

※ 教養娯楽費は、行事やレクリエーションの材料費等である。

※ 利用者の希望に応じてサービスを提供する場合は、その同意のもとに、積算を明らかにして実費相当を負担してもらうこととする。

苦 情 処 理 体 制

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）・担当者の設置

相談・苦情受付窓口担当者	職：支援相談員	氏名：石井 秀和
相談・苦情受付窓口連絡先	電話番号	0 4 7 5 - 8 8 - 1 9 8 0
	F A X 番号	0 4 7 5 - 8 8 - 3 2 2 3

苦情受付窓口担当者がいない場合は、事務長、看護・介護の長の順で苦情を受けることとする。

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 苦情内容の聞き取り、把握。
- (2) 問題が生じた部署に苦情内容を伝達
- (3) 問題が生じた部署での対処の問題点の把握
- (4) 管理者等施設の責任者に苦情内容を伝達するとともに、問題が生じた部署での対処の問題点を伝達する。
- (5) 施設としての意思決定（謝罪、事実の伝達（説明）、市町村・県等への報告等）
- (6) 施設における反省事項の整理
- (7) 苦情処理台帳への記載

3 その他参考事項

詳細については別添「社会福祉法人九十九里ホーム苦情解決に関する規定」を使用する。

変更後

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部

高齢者福祉課 介護事業者指導班 様

※「変更届出書」在中